

大学評価基準の構成

基準 1	大学の目的 目的の明確性、適合性	の編成・実施方針に基づいた教育課程の編成／授業形態、学習指導法等／研究指導／学位授与方針の明確性／成績評価、単位認定、修了認定
基準 2	教育研究組織 教育研究に係る基本的な組織構成／教育活動を展開する上で必要な運営体制	
基準 3	教員及び教育支援者 教員の配置／教員の採用及び昇格等／教員の教育及び研究活動等に関する評価、教員の資質の適切な維持／教育支援者の配置、教育補助者の活用	
基準 4	学生の受入 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の明確性／入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った受入／実入学者数と入学定員	
基準 5	教育内容及び方法 ○学士課程・教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の明確性／教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程の編成／授業形態、学習指導法等／学位授与方針（ディプロマポリシー）の明確性／成績評価、単位認定、卒業認定 ○大学院課程（専門職学位課程を含む。）：教育課程の編成・実施方針の明確性／教育課程	
認証評価とは別に、機構が独自に行う第三者評価として、大学機関別選択評価事項を定めており、大学の希望に応じて評価を実施します。なお、選択評価事項のみの申請も可能です。 【選択評価事項A】研究活動の状況　【選択評価事項B】地域貢献活動の状況 ※平成25年度実施分より、選択評価事項Cとして「教育の国際化の状況」を追加。		

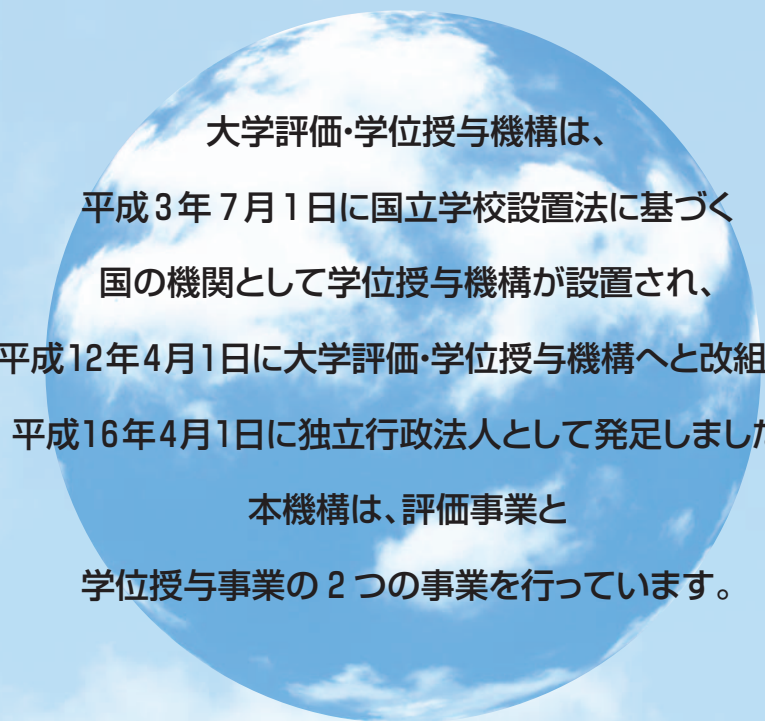
法科大学院評価基準の構成

第1章	教育の理念及び目標	第7章	学生の支援体制 学習支援／生活支援等／障害のある学生に対する支援／職業支援（キャリア支援）
第2章	教育内容		
第3章	教育方法 授業を行う学生数／授業の方法／履修科目登録単位数の上限	第8章	教員組織 教員の資格及び評価／専任教員の配置及び構成／教員の教育研究環境
第4章	成績評価及び修了認定 成績評価／修了認定及びその要件／法学既修者の認定	第9章	管理運営等 管理運営の独自性
第5章	教育内容等の改善措置	第10章	施設、設備及び図書館等
第6章	入学者選抜等 入学者受入／収容定員及び在籍者数等	第11章	自己点検及び評価等 自己点検及び評価／情報の公表

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する

認証評価

—大学の質を保証するために—



大学評価・学位授与機構は、
平成3年7月1日に国立学校設置法に基づく
国の機関として学位授与機構が設置され、
平成12年4月1日に大学評価・学位授与機構へと改組後、
平成16年4月1日に独立行政法人として発足しました。
本機構は、評価事業と
学位授与事業の2つの事業を行っています。

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation
独立行政法人 大学評価・学位授与機構
<http://www.niad.ac.jp/>

〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1 独立行政法人 大学評価・学位授与機構
大学機関別認証評価に関するお問い合わせは
評価支援課支援第1係 042-307-1642、1647
法科大学院認証評価に関するお問い合わせは
評価支援課支援第3係 042-307-1631、1632

大学評価・学位授与機構は
●教育を中心とした総合評価
●国際通用力を重視する評価
●大学の個性伸長と自己改革を促す評価
●社会の理解を深める評価
を行うことで大学の質を保証します。

大学機関別認証評価

大学は、教育研究等の状況について、一定期間ごとに文部科学大臣から認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務づけられています。
（学校教育法第109条）

評価の目的

大学の教育研究活動等の質を保証します。

評価結果をフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てます。

大学の教育研究活動等の状況について、社会に対し説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していきます。

法科大学院認証評価

法科大学院を置く大学は、法科大学院の教育課程、教員組織、その他教育研究活動の状況について、一定期間ごとに文部科学大臣から認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務づけられています。
（学校教育法第109条）

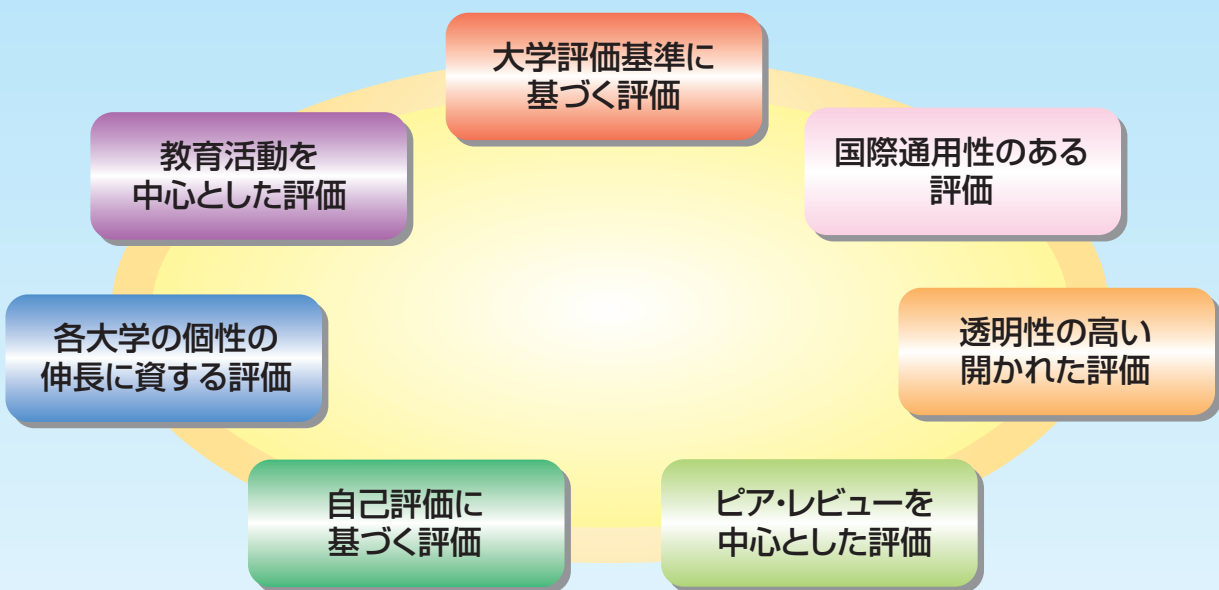
評価の目的

法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定を通じて、その質を保証します。

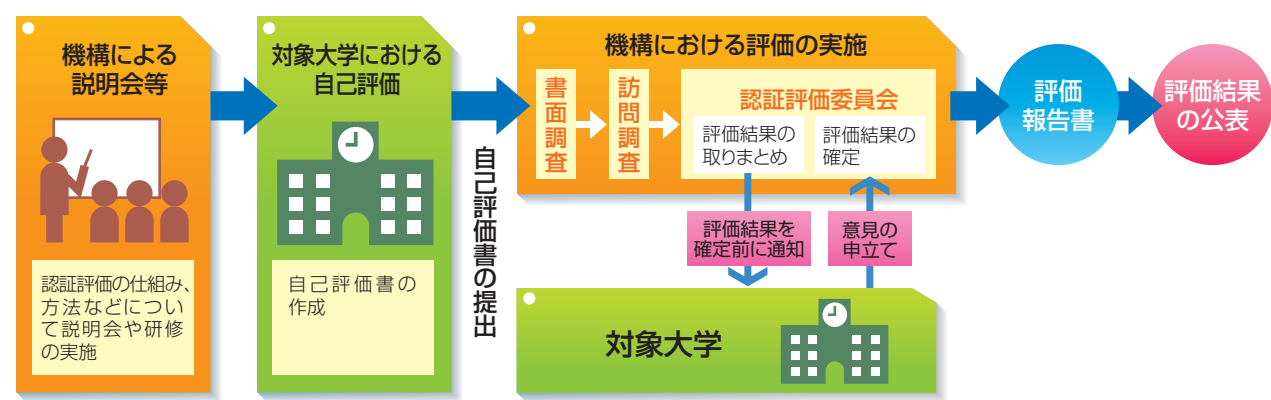
評価結果をフィードバックすることにより、各法科大学院の教育活動等の改善に役立てます。

法科大学院の教育活動等の状況について、社会に対し説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していきます。

大学機関別認証評価の基本的な方針



認証評価の流れ



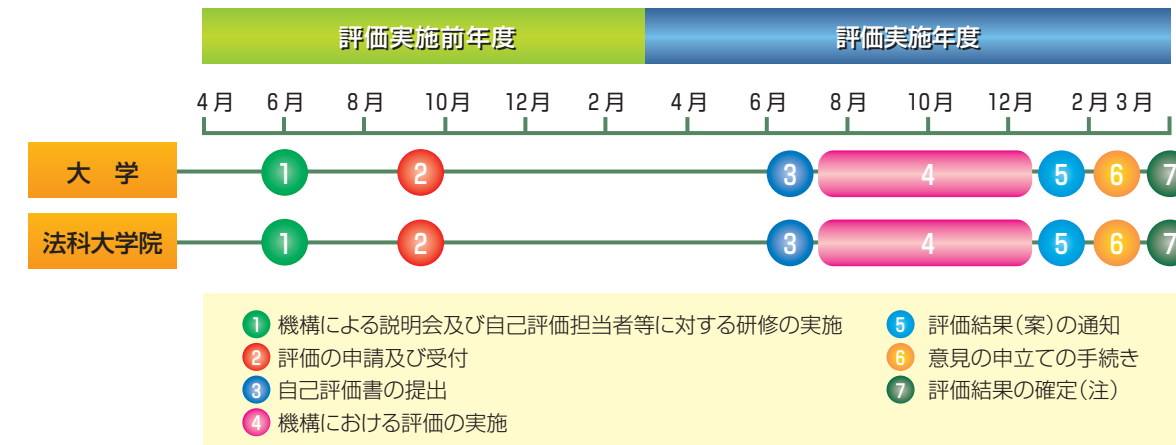
法科大学院認証評価の基本的な方針



大学評価基準の内容

- 大学の教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、10の基準で構成しています。
- 10の基準は、大学の教育研究活動等の総合的な状況を考慮し大学として満たすことが必要と考えられる内容を規定しており、全ての大学を対象としています。
- 各基準には、基準を設定した意義・背景等を説明する「趣旨」を記載するとともに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。
- 「基本的な観点」に加えて、大学の目的に照らして、独自の観点を設定することもできます。

認証評価スケジュール



※標準的なスケジュールとして示していますが、変更する場合もあります。
具体的なスケジュール等については、今後、各認証評価委員会で検討し、公表していきます。
（注）大学評価基準を満たしていないと判断された大学又は適格認定を受けられなかった法科大学院は、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準について追評価を受けることができます。

法科大学院評価基準の内容

- 評価基準は、法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を分析するための内容を規定しています。
- 評価基準は、11の章からなり、52の基準で構成されており、法科大学院教育の質を保証する観点から特に重視される基準を「重点基準」として設定しています。基準には、各基準に係る説明及び例示を規定した解釈指針が付されています。

適格認定

- 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第5条に基づき、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に、適格認定が与えられます。